

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年3月30日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
観音寺警察署	平成22年1月8日
三豊警察署	〃
さぬき警察署	〃
高松東警察署	〃
小豆警察署	平成22年1月14日
丸亀警察署	〃
高速道路交通警察隊	〃
交通機動隊	平成22年1月15日
機動隊	〃
運転免許課	〃
警察学校	〃
交通企画課	平成22年2月2日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
組織犯罪対策課	〃
生活安全企画課	〃
公安課	平成22年2月3日
警備課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
総務課	平成22年2月5日
企画課	〃
人事課	〃

監察課	”
会計課	”
厚生課	”
情報管理課	”
善通寺警察署	平成22年2月24日
琴平警察署	”
東かがわ警察署	”
高松西警察署	”
高松南警察署	”
坂出警察署	”
高松北警察署	”

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 前渡金について

捜査費支出伺及び捜査費総括表において、記載誤りがあった。(観音寺警察署)

###### イ 特殊勤務手当について

(ア) 特殊勤務手当(交通捜査等手当)について、支給漏れがあったので追給する必要がある。  
(高速道路交通警察隊)

(イ) 「超過勤務等命令簿・実績簿」の特殊勤務手当の支給対象日が確認できないものがあったので、支給対象日を明確にする必要がある。(東かがわ警察署)

###### ウ 契約について

(ア) 鑑識に関するシステム賃借契約について、定期保守の点検回数が定められていないものがあるので、契約書又は仕様書に明記する必要がある。

また、システムのサービス体制に変更があるにもかかわらず、システムに係るサービス体制証明書を徴していないものがあった。(鑑識課)

(イ) 各警察署における信号機修繕の執行について、補修伝票の修繕費内訳の記載が不十分なものがあるので、各警察署に対し指導する必要がある。(交通規制課)

(ウ) 運転免許登録業務委託について、仕様書で定めた従事者数が確保されていないときがあるので、仕様書を見直すか、又は契約書に委託料の精算について規定する必要がある。  
(運転免許課)

(エ) 消防用設備の保守点検業務委託について、業務仕様書と点検結果報告書との記載に相違があり、誘導灯1式の点検が漏れていたため、履行確認を適切に行う必要がある。  
(高松西警察署)

エ 備品の管理について

(ア) 備品登録事務が遅延し、取得した備品が備品一覧表に登録されていないものがあり、自主検査において、備品一覧表と現品との照合をしたにもかかわらず、登録漏れを把握していなかったため、備品の管理を適切に行う必要がある。(交通機動隊)

(イ) 工事請負費で建物と一体的に整備された備品について、備品一覧表に登録されていないものがあつたため、適切に登録する必要がある。(高松南警察署)

オ タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用について、使用者名及び使用時刻が記載されていないものがあつた。  
(三豊警察署)

(3) 検討指示事項

該当事項なし